

# 三郷市 いじめの防止等のための基本的な方針



令和 8 年 2 月

三郷市教育委員会

## 【 目 次 】

1	はじめに	1
2	いじめに対する基本的な認識	2
	（1）いじめの定義	2
	（2）いじめの理解	3
	（3）いじめの防止、早期発見、いじめへの対処について	3
3	いじめの防止等のための取組	5
	（1）三郷市における取組	5
	（2）学校における取組	6
	（3）家庭における取組	13
	（4）地域の取組	14
	（5）関係機関等の取組	14
4	いじめへの対処	14
	（1）三郷市における取組	14
	（2）学校における取組	15
	（3）家庭における取組	17
	（4）地域の取組	17
	（5）関係機関等の取組	17
5	市立小・中学校に係る重大事態への対処	18
	（1）重大事態とは	18
	（2）報告	19
	（3）調査の実施	19
	（4）再調査	22
6	その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	22

## 1 はじめに

児童生徒の健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ児童生徒が、将来の夢を抱きながら生き生きと成長することができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務である。

しかしながら、いじめや暴力行為等により、子供の生命や身体に重大な危険が生じる事案は今なお後を絶たず、深刻な社会問題となっている。特に近年では、SNS等の普及に伴い、暴力行為やいじめの様子が動画として投稿・拡散される事案が見られ、学校内外を問わず、犯罪行為や人権侵害に該当し得る事案が生じている。こうした状況は、被害を受けた児童生徒の心身に深刻な影響を与えるのみならず、新たな被害や二次的な人権侵害を生むおそれがある。

本来、家族や周りの大人に温かく見守られながら成長していくべき子供が、心や身体に大きな傷を負うことは、決してあってはならない。いじめや暴力行為等については、決して見過ごすことなく、早期に認知し、迅速かつ組織的に対応することが強く求められている。

こうした中、平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号、以下「法」という。）が公布され、同年9月28日に施行された。また、同法第11条の規定に基づき、平成25年10月11日には、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、その後も社会状況の変化を踏まえた改定が行われてきた。

さらに、埼玉県においては、平成26年1月に「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、その後の令和7年8月改定を含め、必要な見直しが行われている。

この「三郷市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「三郷市基本方針」という。）は、これまでの本市の取組に加え、国及び県の基本的な方針、並びに近年のSNS上における暴力行為等の投稿・拡散をめぐる状況を踏まえ、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処について、より総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

特に、三郷市立小・中学校（以下「学校」という）では、これまでも、児童会・生徒会が中心となり、自主的・実践的な集団活動を通して、いじめを生まない豊かな心を育む「いじめ撲滅推進運動」に継続して取り組んできた。こうした取組の積み重ねを基盤として、現在においても、各学校では、いじめの未然防止・早期発見に向け、児童生徒の実態に応じた様々な取組を進めているところである。

最後に、三郷市基本方針に基づく取組は、いじめを受けた児童生徒の生命及び身体の安全を最優先に守ることを基本としている。市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が緊密に連携し、いじめの問題を克服することを目指して進めるものである。

## 2 いじめに対する基本的な認識

### (1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

いじめの主な例として、以下のようなものがある。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視
- 軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる
- 金品をたかられる、金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- スマートフォンやパソコン、タブレット等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- SNS等におけるエスカレートした投稿・拡散により、個人情報晒される

例えば

- ・身体や動作について不快なことを言われる。
- ・存在を否定される。
- ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・遊びやチームに入れない。
- ・席を離される。
- ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
- ・殴られる、蹴られるが繰り返される。
- ・遊びと称して対象の子が危害を加えられる。
- ・脅され、お金を取られる。
- ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ・写真や鞆、靴等を傷つけられる。
- ・万引きや恐喝を強要される。
- ・大勢の前で衣服を脱がされる。
- ・教師や大人に対して暴言を吐かされる。
- ・スマートフォンやパソコン等の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われ、早期に警察への相談が必要なものがある。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。【いじめへの的確な対応に向けた警察との連携との連携等の徹底について（通知）令和5年2月7日文部科学省】

## (2) いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

国立教育政策研究所による調査（令和3年7月「いじめ追跡調査 2016—2018」）では、「仲間はずれ・無視・陰口」について、「された経験がある」「した経験がある」子供の割合がいずれも9割となっており、いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得ると報告されている。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## (3) いじめの防止、早期発見、いじめへの対処について

### ① いじめの防止

すべての児童生徒を対象に、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、道徳の授業をはじめ全教育活動をとおして、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること等について、学ぶ機会を設定する。

新型コロナウイルス感染症の拡大等、子供たちを取り巻く環境は大きく変化した。その変化をしっかりと捉え、適切に対応していく必要がある。子供から大人へと成長していく思春期、青年期は様々な悩みが生じ、心も不安定になりがちである。また、コロナ禍は、多くの子供にとって、それまで当たり前であった学校生活が、どれだけ大切な場所・時間であったかを改めて浮き彫りにした。様々な環境の変化にうまく適応できなかつたり、SOSを発信できなかつたりする子供たちがいる現状を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながらいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、学校はいじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処

できる力を育む。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる学校生活づくりを進める。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、学校と地域、家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

## ② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、周囲にいる全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かなく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。そのためには、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、大人が積極的にいじめを認知することが重要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守っていくことが必要である。

## ③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対処を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等と連携を進める。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、また、学校における組織的な対処を可能とするような体制整備を図る。

## ④ 家庭や地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校や教育委員会と家庭、地域の連携が必要である。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの防止等のために様々な対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校や教育委員会と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## ⑤ 関係機関等との連携について

いじめの問題への対処においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関等（吉川警察署、草加児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そこで、平素から、学校と市、教育委員会や関係機関等の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築する。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなどが考えられる。

### 3 いじめの防止等のための取組

#### (1) 三郷市における取組

##### ① 三郷市いじめ問題対策連絡協議会の組織と役割

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。（法第14条第1項）

三郷市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項に基づき、三郷市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

委員は、学校の校長会代表、市の職員、関係行政機関の職員、その他、教育委員会が必要と認める者により構成する。

会議の内容は以下のとおりである。

- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること。
- ・三郷市基本方針に関すること。
- ・その他いじめ問題の対策について必要な事項に関すること。

##### ② 三郷市が実施する施策

###### (ア) 学校への支援

- ・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が、校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たせるよう、いじめの防止等のための教職員向け研修会を実施し、教職員の資質の向上を図る。
- ・学校教育部指導主事や専任教育相談員が生徒指導に係る学校訪問を実施し、いじめの防止等のための学校の取組に対して継続的に指導・助言を行う。
- ・教職員向けに心理の専門家等による相談を実施し、児童生徒への理解を深め、いじめの防止等のための取組につなげる。
- ・スクールロイヤー制度により、学校に法的観点から助言・支援を行う。

###### (イ) 相談体制の充実

- ・児童生徒、保護者を対象とした電話やメールの相談窓口での対処を迅速かつ丁寧に行う。
- ・教育相談室に心理の専門家等を配置し、教育相談を行う。
- ・全市立中学校にさわやか相談員等を配置し、中学校区内の小学校を含めた教育相談を行う。
- ・心理の専門家等による講座を実施し、課題を抱えている児童生徒の保護者等の支援を行う。

###### (ウ) 家庭・地域・関係団体との連携の充実

- ・三郷市生徒指導特別委員会（小・中学校生徒指導主任が委員）を充実させ、学校と吉川警察署との連携を図る。

- ・家庭、学校及び地域において、児童生徒等が安心して過ごすことができるよう、児童生徒等に対するあいさつ運動や見守り活動等における連携を促進する。
- ・地域における行事及び活動並びに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童生徒等が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童生徒等が参加及び活躍できる環境づくりを促進する。

(エ) 教育・福祉の連携の推進

- ・児童生徒を継続的・組織的に支え、いじめの防止等のために、教育委員会、福祉部、子ども未来部、その他関係機関等が積極的に連携を進める。
- ・生活環境等に課題を抱える児童生徒のために、教育委員会、福祉部、子ども未来部、草加児童相談所、その他関係機関等が連携を進める。併せて、民生委員・児童委員、主任児童委員等による家庭への支援を進める。

(オ) いじめを許さない気運の醸成

- ・毎年11月を「三郷市いじめ撲滅強調月間」とし、児童生徒をいじめから守り、学校、家庭、地域及び関係機関と連携していじめの防止等のための取組を推進する。

## (2) 学校における取組

### ① 学校いじめ防止等基本方針の策定

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。(法第13条)

#### 【学校いじめ防止等のための基本方針を定める意義】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことによって、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

#### 【学校いじめ防止等のための基本方針の策定の留意点】

学校は、国又は埼玉県の基本方針及び三郷市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等のための取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止等基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として各学校の実情に応じ、以下の点に留意して定める。

- (ア) 学校基本方針により、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定める。

- (イ) 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- (ウ) いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。
- (エ) 児童生徒や家庭、地域への説明に努める。
- (オ) 法第22条に基づく組織を、学校基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置づける。
- (カ) いじめの防止等のための取組は、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員が児童生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- (キ) いじめの防止等のための観点からも、いじめに関する児童生徒へのアンケート調査や保護者や来校者への調査等を年間複数回、実施する。
- (ク) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- (ケ) 11月が三郷市いじめ撲滅強調月間であることから、児童生徒を主体とした取組を重点的に位置づける。
- (コ) 重大事態への対処については、三郷市基本方針を参考に全教職員による迅速な対処ができるようにする。
- (サ) 学校基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として、児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。
- (シ) 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## ② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法第22条）

学校は、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うための中核となる組織（以下「推進委員会」という）を設置する。

推進委員会は学校基本方針に基づき、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

また、いじめの未然防止・早期発見の実行化とともに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止

・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とすることが有効である。

この推進委員会の構成員には、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等の中から学校の実情により充てる。

さらに、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対処することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

推進委員会は月1回の定例会とし、いじめ事案発生時には、緊急開催する。

推進委員会は、次に挙げる役割を担う。

#### 【未然防止】

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

#### 【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

キ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

ク 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む）。

### ③ いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 生徒指導・教育相談体制の確立

教職員一人一人が、いじめの問題の重大性を認識し、「いじめを決して許さない」という共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていく体制の充実を図るなど生徒指導・教育相談体制を整備しいじめの防止等に努めることが重要である。

○ 教育相談体制の充実 ～相談をしやすい環境づくり～

・教職員自身が児童生徒から相談されやすいような信頼関係をつくる。

- ・教育相談が身近に感じられるような仕組みをつくる。
- ・訪問しやすい相談室の環境をつくる。
- ・日常の学校生活の中で気軽に相談できる雰囲気をつくる。
- 教職員の対応
  - ・一人一人の児童生徒に対する共感的理解を図る。
  - ・話を聞く姿勢を示し、話しやすい雰囲気をつくる。
  - ・児童生徒の身になって考えようとする姿勢をもつ。
- 教職員による児童生徒の見守り
  - ・教職員同士が話しやすく相談しやすい職場の雰囲気をつくる。
  - ・積極的に情報を共有する場を設定する。
  - ・養護教諭と連携する。
  - ・教科担任と連携する。
  - ・特別支援教育コーディネーターと連携する。
  - ・児童会、生徒会の専門委員会担当教員や部活動顧問と連携する。
- 教職員の相談技術の向上
  - ・校内外の研修会を活用するなど相談技術の向上を図る。
- スクールカウンセラー等の活用
  - ・スクールカウンセラー等を講師として、カウンセリングの在り方についての研修の充実を図る。
  - ・スクールカウンセラー等との面談をとおして、相談のあった児童生徒の支援について家庭と連携する。
- イ 教職員の姿勢と学級経営の在り方

教職員自身が、児童生徒から信頼されるよう、豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽しながら学級経営を進めていくことが大切である。好ましい人間関係が保たれた学級集団にいじめは発生しにくいことから、児童生徒一人一人が学級に自分の居場所を感じるなど、存在感や連帯感を実感できる学級にすることが大切である。
- 教職員としての基本的な姿勢
  - ・正義や真理を大切にする姿勢を持つ。
  - ・正義に反することに対して毅然とした態度をとる。
  - ・児童生徒を理解することに努める姿勢を持つ。
- 児童生徒をみる教職員の力
  - ・児童生徒と触れ合う機会や対話を重視する。
  - ・児童生徒の小さな変化を見逃さない感性を磨く。
  - ・学校生活の中から児童生徒の関係を見抜く洞察力を持つ。
- 担任としての学級経営の心構え
  - ・児童生徒と担任教師の好ましい人間関係と信頼関係の構築を図る。
  - ・児童生徒が自分の居場所を実感できる学級をつくる。
  - ・児童生徒に公正・公平に接する姿勢を持つ。

- ・児童生徒が対等な関係で生活できる人間関係を構築する。
- ・学級の団結力を高める行事等への取組を重視する。

○ 思いやりの心を育む学級経営

- ・相手を受け入れ認め合える集団づくりを推進する。
- ・発達障がいのある児童生徒への理解を深める。
- ・弱い者を助ける勇気、善悪を判断する力、正義感の育成を図る。

ウ 児童生徒一人一人を生かす教育活動と効果的な学習活動

学校生活の大半を占める授業時間を、学ぶ楽しさが味わえる充実した時間にする  
ことで、意欲を持ちながら前向きに学校生活を送ることができるようになる。こうした  
ことから、全ての教育活動において、児童生徒が生き生きと活動できるよう指導を工  
夫するとともに、児童生徒一人一人が他者への思いやりの心を持ち、人権尊重の態度  
を身に付けるなど、道徳性を高めていく活動を重視することが必要である。

○ 教科（わかる授業・楽しい授業）

<自己決定の場を与える>

- ・思考場面や観察場面で、考えたり、見たりする視点を示す。
- ・児童生徒が主体的に学べるよう、個に応じた支援を行う。
- ・児童生徒が、学習課題や学習方法、学習形態などを選択できるようにする。
- ・一人で調べたり、考えたりする時間を十分に与える。
- ・児童生徒が、自分の考えをみんなの前で発表する場を設ける。
- ・教育機器の活用を図ったり、多様な教材、教具、資料を準備したりする。
- ・児童生徒が今日の学習を振り返り、これからの学習について考えるような場を設定  
する。
- ・自分の考えや思考過程が分かるようなノートの取り方を指導する。
- ・多様な考えを生むような発問を工夫する。

<自己存在感を与える>

- ・どんな発言や考えも受け止めて大切にする。
- ・「三郷市 授業の心得」（注1）の「発言している人の話を、目と耳と心で聞く。」  
を大切にする。
- ・名前を呼んだり、目を見て話したりするなど、児童生徒に自己存在感を持たせるよ  
うにする。
- ・つぶやきを積極的に取り上げて、発表のチャンスを与えるようにする。
- ・児童生徒が協力して学習できるように、多様な学習形態を取り入れる。
- ・児童生徒が授業に参加しているという気持ちを持てるように発問などを工夫する。
- ・授業に意欲を見せない児童生徒や学業が振るわない児童生徒も、学習していけるよ  
うな配慮をする。
- ・授業の中で、承認や称賛、励ましを行い、学習意欲を喚起する。
- ・児童生徒の実態を把握し、授業のどの場面でどの児童生徒を生かすか等、見通しを  
もって指導する。

- ・多様な考えを提示して、お互いの考えに気付かせる工夫をする。
- ・発言をしない児童生徒に配慮する。

＜共感的な人間関係を育成する＞

- ・良い態度をほめ、好ましくない態度は正すようにする。
- ・たどたどしい発言でも言い終わるまで待ったり、的外れの考えや意見のように思われても、熱心に聴いたりする。
- ・間違った応答を笑わないように指導する。
- ・児童生徒一人一人を受け入れてほめ、児童生徒の人間性を認める。
- ・チャイムと同時に授業を始め、チャイムと同時に授業を終える。
- ・友だちの意見に対してうなずいたり、拍手したりするなど、反応を返すよう促す。
- ・教職員が、児童生徒から学ぶ姿勢を持つ。
- ・相互評価を取り入れ、お互いの良さを認め合うことができるようにする。
- ・教師主導にならず、児童生徒のテンポに合わせてながら授業を進める。
- ・発言をつなげ、集団での学び合いとなるようにする。

○ 道徳

- ・考え、議論する道徳の充実を図る。
- ・「個性の伸長」「公正・公平、公德心」「生命尊重」「思いやり」「規範意識」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる。
- ・「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という心と態度を育てる。
- ・人間の弱さや至らなさ等に共感し、よりよい生き方について考えられる発問の工夫をする。
- ・児童生徒同士が互いの気持ちや考えを聞き合い確かめ合える話し合いの充実を図る。
- ・児童生徒の身近な体験を思い起こすことのできる、道徳の時間の導入や振り返りを工夫をする。
- ・いじめの「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」それぞれの立場から考えられる読み物資料等の活用を工夫する。
- ・全教育活動を通じて、「個性伸長」や「生命尊重」等、自尊感情を高め、生命の大切さを学ぶ機会の充実を図る。
- ・人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いについて学ぶ機会を設定する。

○ 特別活動

- ・学級経営を基盤とした児童生徒の望ましい人間関係や信頼関係を築く活動を重視する。
- ・集団活動をとおしてルールやマナーを学ぶ機会の充実を図る。
- ・学級会など、児童生徒が異なる意見を尊重する話し合い活動の充実を図る。
- ・自ら判断し、行動できる活動場面を設定する。
- ・社会性の育成を目指した指導法を工夫する。

- ・いじめについての体験談を聞くなど、ゲストティーチャーの活用を図る。
- ・思いやりの気持ちを育む異年齢集団活動の充実を図る。
- ・豊かな自然体験や社会体験をとおした人間性や社会性の育成を重視する。

○ 総合的な学習の時間

- ・一人一人の課題設定を大切に活動をとおし、児童生徒が主体的に学ぶ学習過程を構築する。
- ・体験的学習、福祉（ボランティア）等に関する活動や職場体験などの体験活動の充実を図る。
- ・地域社会の人との関わりを大切に学習の充実を図る。

エ 学校と家庭、地域との連携

いじめの問題は、単に児童生徒や学校、家庭だけの問題ではなく、全ての大人たちの問題として取り組むことが重要である。学校は、常に開かれた学校づくりに取り組み、家庭、地域と相互に協力できる体制をつくる必要がある。

○ 家庭への説明

- ・学校の姿勢や考えを示し、保護者の理解を得る工夫をする。
- ・保護者が集まる機会を利用し、いじめの防止等の話題提供を行う。
- ・相談窓口等について、保護者に周知する。

○ 家庭との情報共有

- ・個人面談や家庭訪問等を利用した、学校と家庭での様子について情報交換を行う。

○ 地域との連携

- ・地域に呼びかけ、多くの人たちで児童生徒を見守る風土づくりをする。
- ・日頃からの連携体制の充実を図る。
- ・児童生徒の校外生活の様子についての情報交換を行う。
- ・教職員や児童生徒は、町会、自治会等が主催する多くの行事に積極的に参加するよう努める。

オ 児童生徒の自浄能力の育成

児童生徒自身に「自浄能力」を身に付けさせることは、いじめの防止等のために最も重要である。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制する。自分が在籍している学校に誇りを持ち「自分たちの学校ではいじめを絶対に許さない」という気運を高めていく。

○ 児童会・生徒会活動

- ・児童生徒のリーダーを中心に、自分たちの力で問題を解決していく実践力の育成を図る。
- ・いじめの問題を取り上げたり、標語や目標を作成したりするなど、日頃からいじめをなくす取組を推進する。
- ・自分が在籍している学校のよき伝統を継承する意識を養い、児童生徒一人一人がいじめを許さない校風づくりに参加しているという自覚を養うとともに、責任ある行動をとれるよう自制心を育成する。

- 部活動（クラブ活動）
  - ・児童生徒のリーダーを中心とした集団づくりと主体的な活動を推進する。
  - ・集団として活動する利点を生かした協調性や自主性の伸張を図る。
  - ・結果だけを目的にした指導（勝利至上主義）に陥らず、活動を人間形成の場として位置付ける。
  - ・家庭や学級担任等との連携を密にし、情報交換を大切にしながら、お互いに相談できる体制をつくる。
  - ・活動の準備中や後片付けをとおして、児童生徒の様子を把握する工夫を行う。
- 児童生徒向けのいじめに関するリーフレットの活用
  - ・児童生徒が主体となって取り組む事例の紹介をする。
  - ・メッセージに託された思いを共感的に学ぶ学習を充実する。
- カ インターネット等を通じて行われるいじめの防止

近年、スマートフォン、パソコン、タブレット等によるインターネットの家庭への普及が急速に進み、児童生徒についても、ネット上のいじめや詐欺等の犯罪の被害、動画の投稿・拡散等、インターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が増している。教育委員会や学校は、家庭、地域や吉川警察署などの関係機関等と連携し、ネットリテラシーの向上を図ることを通じて、ネットいじめ防止等の対策を講ずる。
- 生徒向けネット問題講演会の毎年度実施
  - ・埼玉県県民生活部青少年課、埼玉県警サイバー犯罪対策課、吉川警察署生活安全課等関係機関の講演会を活用する。
  - ・青少年のネットモラル啓発DVD等の具体的な資料等を活用する。
- 保護者の意識啓発
  - ・インターネットの危険性について、保護者の意識啓発を図る講演会を実施する。

注1 「三郷市 授業の心得」

全市立小・中学校が取り組んでいる共通した授業規律。「授業に必要なものを準備します」「ゴミのない環境にします」「始まりの挨拶をしっかりとします」「発言をするときは、まっすぐ手をあげます」「名前を呼ばれたら『はい。』と返事をし、起立をします」「発言している人の話を目と耳と心で聞きます」「頬杖、居眠り、横座り、立ち歩きはしません」「終わりの挨拶をしっかりとします」の8項目。

### (3) 家庭における取組

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（法第9条第1項）

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努める。また、保護者は国、県、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで悩むことなく、積極的に学校や関係機関等と連携するよう努める。

#### (4) 地域の取組

いじめは校外においても行われることがあり、登下校時をはじめ、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進する。

学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。

#### (5) 関係機関等の取組

関係機関等は、児童生徒の健全な成長を願い、いじめの防止等のための取組を推進する。

関係機関等は、学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。

### 4 いじめへの対処

#### (1) 三郷市における取組

##### ① 早期発見

- ア 市を挙げていじめの防止等に重点的に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えの下、対処の充実を図る。
- イ 学校と連携し、いじめの早期発見に努める。教育委員会で、毎月「いじめ実態調査」（別添資料：翌月5日締切）を実施し、学校のいじめに係る実態を把握するとともに解消に向けて連携を図る。
- ウ 子供たちを取り巻く環境の変化に適切に対応するため、「いじめ実態調査」では、「新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ」や「1人1台端末を使ったいじめ」の認知についても確認する。
- エ 生徒指導に係る体制や相談体制の充実に努め、学校の求めに応じて必要な措置を講じる。
- オ 保護者のいじめに対する理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、保護者向けいじめの早期発見・対応支援リーフレット等を配付する。

##### ② いじめが認知されたときの対処

- ア 教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- イ 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるよ

うにするため必要な措置を速やかに講じる。

- ウ 重大事態（疑い含む）が発生した場合は、学校に対し、「いじめ重大事態対応マニュアル」にある様式により、速やかに報告をさせる。
- エ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報を行い、警察と連携した対処を取ることを学校に指導・助言する。

## (2) 学校における取組

### ① 早期発見

- ア けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。
- イ いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。
- ウ いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的な取組を行う。
- エ いじめの早期発見のためのアンケート調査を定期的実施する。
- オ アンケートに加えて、担任や相談員による個人面談を行う。
- カ 日頃から児童生徒への声かけを行い、相談しやすい環境づくりを行う。

### ② いじめが認知されたときの対処

- ア 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て当該組織に報告・相談する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。  
また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。
- イ 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ウ いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によら

ずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

- エ いじめが認知された場合には、教育委員会に報告する。（いじめ実態調査）
- オ いじめを受けた児童生徒に対しては状況や心情を聴取し、児童生徒の状況に合わせた継続的な心身のケアを行う。
- カ いじめを行った児童生徒に対しては、状況や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状況に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- キ 周りではやし立てる児童生徒に対しては、このような行為は、いじめていることと同じであることを理解させる。また、相手の立場になって考えさせ、いじめを受けた者の気持ちに気付かせる。
- ク 見て見ぬふりをする児童生徒に対しては、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせ、いじめは他人事ではなく、いじめを知った場合は、いじめがあるということを教職員に知らせる態度を養う。
- ケ 学級等全体への対処  
次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解決に努める。
- ・話し合いなどをおして、いじめを考える。
  - ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
  - ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
  - ・いじめは許さないという断固たる教職員の姿勢を示す。
  - ・道徳教育の充実を図る。
  - ・特別活動をおして、好ましい人間関係を築く。
  - ・行事等をおして、連帯感を育てる。
- コ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、吉川警察署と連携して対処する。特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに吉川警察署に通報し、援助を要請する。併せて、教育委員会に報告する。
- サ 重大事態（疑い含む）が発生した場合は、「いじめ重大事態対応マニュアル」にある様式により、速やかに教育委員会へ報告する。
- シ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

◇いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にか

かわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

◇被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### (3) 家庭における取組

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。（法第9条第2項）

いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで悩むことなく、積極的に学校や関係機関等に相談を行う。

保護者は、児童生徒がいじめを受けたと思われる場合には、学校への通報を行う。また、児童生徒がいじめに関わったとされる場合は、学校と連携して必要な対応を行う。

### (4) 地域の取組

地域として児童生徒を温かく見守る中で、いじめを受けたと思われる児童生徒がいた場合には、学校への通報を行う。

学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。

### (5) 関係機関等の取組

関係機関等は、いじめの発見・通報を受けた場合には、組織的に対処し、いじめを受けた児童生徒を守り通す。

関係機関等は、いじめの解消に向けて、学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。

## 5 市立小・中学校に係る重大事態への対処

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。（法第28条）

### (1) 重大事態とは

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安にしている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たる。申立てがあった場合には、必ず調査を実施する。

また、重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならない。

## (2) 報告

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。（法第30条第1項）

学校は、重大事態（疑い含む）案件が発生したときには直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

## (3) 調査の実施

### ① 調査の趣旨および調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会の附属機関において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導又は、人的措置を含めた適切な支援を行う。

### ② 調査機関の設置

教育委員会は、法第28条第1項に基づき、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資する調査のため、教育委員会の附属機関として「三郷市いじめ問題調査委員会（以下、「調査委員会」という。）」を設置する。

調査委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する第三者として、教育、法律、心理等についての専門的知識及び経験を有する者の参加を図る。

調査委員会は、学校における法第28条に定める重大事態のうち、教育委員会が調査を行う場合の調査に当たる。

### ③ 対象児童生徒・保護者等に関する調査実施前の事前説明

- ・事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図る。
- ・対象児童生徒・保護者と信頼関係を築き、その関係を維持しながら調査を進める。

### ④ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつ（いつ頃から）
- ・誰から行われ
- ・どのような行為であったか
- ・いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか
- ・学校、教職員がどのように対処したか

などの事実関係を可能な限り明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対処を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。

この際、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施するものとする。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめを受けた児童生徒に対しては、状況や心情を聴取し、その状態にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関等とも、より適切に連携したりして対処に当たる。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や、聴き取り調査などが考えられる。

ウ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査（生徒指導関係調査項目【プロフィール】）を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経緯を検証し再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちを十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月1日 国の子供の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ・遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・学校は「子供の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」にある基本調査を速やかに実施する。
- ・教育委員会は、基本調査の報告を受け、調査委員会による上記指針の詳細調査を実施する。
- ・詳細調査に移行するに当たっては、学校及び教育委員会は、遺族に対して、調査

の趣旨等や調査の手法、調査組織の構成（どのような分野の専門家が必要か、公平性・中立性をどのように確保するか等）、調査にはおおむねどの程度の期間を要するか、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方等について説明し、これらに対する遺族の要望を、詳細調査の中で、十分に配慮していく。

- ・自殺が起きた後の事後対応としては、事実の解明とそれに基づく再発防止（背景調査）及び関係者（児童生徒、遺族、教職員等）の心のケアを行う。
- ・亡くなった児童生徒と関係が深い児童生徒、現場を目撃した児童生徒、元々リスクを抱える児童生徒など、強い反応が予測される児童生徒については、事実調査の前後に心のケアの専門家（スクールカウンセラー等）が関わってケアする体制を整える。
- ・質問紙調査を実施する場合、結果の取扱い方針（どのような情報をいつ頃提供できるのか）について、調査委員会において必ず実施前に、具体的な方針を立て、調査委員会の意向を遺族に説明し、理解を求める。特に、質問紙調査結果は、遺族に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査の目的や方法、調査結果の取扱いなどを調査対象となる子供やその保護者に説明する等の措置を講ずる。
- ・聴き取り調査を実施する場合、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点から、できるだけ複数の対応者で臨む。
- ・自殺の事実を、児童生徒に伝えての調査は、遺族の了解、児童生徒・保護者の理解・協力、心のケア体制が整っていることを前提とする。
- ・情報の発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることを踏まえ、報道の在り方に特別の注意をする。

#### エ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、児童生徒に関して、出席停止の措置や、いじめられた児童生徒の通学している学校の指定変更や、区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のため弾力的な対応を検討する。

#### オ 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行う。これらの情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

### ⑤ 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会は市長に報告する。

#### (4) 再調査（調査結果報告を受けた市長による再調査及び措置）

##### ① 再調査

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。（法第30条第2項）

調査委員会の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

##### ② 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、法第30条第2項により、市長の附属機関として「三郷市いじめ問題再調査委員会（以下、「再調査委員会」という。）」を設置する。再調査委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は専門的な知識及び経験を有する第三者として、教育、法律、心理等についての専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めるものとする。

##### ③ 再調査の結果を踏まえた措置

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、当該学校に対し、指導主事や専任教育相談員等の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。

## 6 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市及び教育委員会は、法の施行状況等を勘案し、連絡協議会において毎年度、三郷市基本方針にある各施策の効果を検証し、三郷市基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、学校は、学校基本方針について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会に報告及び保護者・地域に公表するとともに、次年度の教育計画に反映させる。